

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき、東かがわ市議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴券の交付)

第2条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けなければならない。

(傍聴券)

第3条 傍聴券は、会議当日議会事務局所定の場所で先着順により交付する。

2 傍聴券には、住所及び氏名を記入しなければならない。

3 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、傍聴券に記載された日に限り傍聴することができる。

(傍聴券の提示及び返却)

第4条 傍聴人は、係員から要求を受けたときは、傍聴券を提示しなければならない。

2 傍聴人は、傍聴を終え退場しようとするときは、傍聴券を返却しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、30人とする。

2 傍聴人が前項の定員に達したときは、傍聴券を所持する者でも入場させないことがある。ただし、議長が許可した場合は、この限りでない。

(傍聴人の制限)

第6条 議長は、感染症の予防等のため必要と認める場合は、傍聴人の数を制限することができる。

2 議長は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第1項に定める感染症が流行しているときは、傍聴の自粛を要請できるほか、必要な措置を講ずることができる。

(議場への入場禁止)

第7条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙等意思を表示する物を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(4) 酒気を帯びていると認められる者

(5) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第9条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻、腕章の類を着用する等示威的行為をしないこと。

(4) 飲食をしないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(5) 喫煙をしないこと。

(6) 携帯電話、スマートフォンその他音声を発する機器は、電源を切る等音声を発しないようにすること。

(7) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真撮影、録画、録音等の禁止)

第10条 傍聴人は、傍聴席において写真撮影、録画、録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第11条 傍聴人は、秘密会を開く議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(係員の指示)

第12条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第13条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(補則)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月24日議会規則第526号)

この規則は、令和4年3月1日から施行する。